

保育所等の利用が【承諾】となった保護者様へ（3～5歳児）

《対象園》

長窪保育園 このはな保育園

あまねこども園 あそかこども園 聖心保育園

《送付書類》

① 利用承諾兼利用者負担額決定通知書

② 副食費免除のお知らせ

対象者のみ同封

③ 教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

《送付書類のご説明》

①利用承諾兼利用者負担額決定通知書

利用者負担額(保育料)は無償化により0円です。また利用期間は、求職活動等を除き当該年度末までとなります。次年度以降の利用については、保育の必要性を継続して確認のうえ決定します。

②副食費免除のお知らせ

副食費とは、保育所等で提供される給食のうち、おかず、おやつなど（主食以外）にかかる費用のことです。また、副食費免除とは、所得や兄弟姉妹順位により副食費の徴収が、全額または半額免除となる制度です。免除判定には、国の基準による免除と町の基準による免除があります。免除の詳細は通知をご覧ください。免除の判定基準となる所得は、下記のとおりとなるため、4～8月入所の方は8月中旬以降に再判定を行い、変更のある方にのみ通知をお送りします。9月以降入所の方は、原則として翌年の8月まで判定は変わりません。（確定申告等により修正申告を行った方は当該年度中にお申し出ください）

4月～8月は前々年の保護者等所得により判定し、9月～3月は前年の保護者等所得で判定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前々年の保護者等所得 (前年度所得割額・市町村分)で算定					前年の保護者等所得 (当年度所得割額・市町村分)で算定						

③「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」 対象者のみ

子どものための教育・保育給付を受けることが認められることの認定証です。利用申込みの内容に基づいて認定しておりますので、変更事項がある時には必ず届出してください。変更が必要な場合は別紙「保育所等利用申込（届出済）事項の変更について」をご確認ください。（同封されていない方は、利用内諾通知時に送付済です）

※保育必要要件が「求職活動」の方

《保育必要要件「求職活動」における注意事項》

保育必要要件が「求職活動」であるため、利用期間（認定期間）の開始日から利用期間等の終了日まで（最大3ヵ月以内）に就労の要件を満たさない場合、保育所等を退所となります。

就労が決定しましたら、直ちにこども未来課へ「就労証明書」及び「変更申請書（こども未来課で記入）」の提出をお願いいたします。※就労証明書は町ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ：長泉町こども未来課 こども保育チーム 選考担当
電話：055-989-5528